

附 属 （東海地震編）

警戒宣言発令時における対応計画

第1章 目的及び基本方針

第1節 計画の目的

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域において、大規模な地震の発生が予想される場合、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施するため、警戒宣言を発することとなっている。

本市は、この強化地域から相当の距離にあるものの震度4ないし5弱程度の揺れが予想され、この地震による被害の軽減と強化地域に対する警戒宣言の発令に伴う市内の社会的混乱等の防止を図る必要がある。

警戒宣言の発令に伴う市内の社会的混乱等の防止に努めるとともに、警戒宣言発令後の本市及び市民等及び事業者のとるべき適切な対応措置・警戒体制を確立することにより、市民等の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

第2節 基本方針

2-1 基本的な考え方（本市の受けとめ方）

警戒宣言が発せられたときは、警戒宣言、東海地震予知情報を防災関係機関、市民等、事業者等に正確・迅速に周知・徹底を図り、地震応急対策を実施し、震災予防と社会的混乱の防止を図る。この計画は、東海地震の発震前又は警戒解除宣言発令前の対応措置であり、発震後は大阪市地域防災計画に基づき災害応急対策を実施するものとする。

また、本市の市政・都市機能については、警戒宣言発令時においても平常どおり維持することを基本とする。

対応計画の策定及び実施にあたっては、防災関係機関が自ら実施する措置を除き市民等、事業者等のとるべき措置については、行政指導及び協力要請により対応する。

なお、東海地震に前後し、東南海・南海地震が発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた場合は、東南海・南海地震に対応できるよう状況に応じて必要な措置をとる。

2-2 震度想定

本市における想定震度は、「東海地震による大阪市域の震度解析報告書」（昭和57年5月大阪市防災会議地震専門部会報告）によると、東海地震が規模（マグニチュード）8.2、震央距離260kmで発生すれば大阪市内の震度は4、ただし地盤の軟弱な地域では震度5弱と想定される。

第3節 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、次のとおりとする。

3-1 警戒宣言の発令形態

2～3日以内に地震が発生するおそれがある形態とする。

3-2 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発せられる時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動が盛んな平日の昼間とする。ただし各機関の業務遂行上、考慮すべき時間帯がある場合は、個別の対応策を考慮する。

3－3 この地震による大阪市への影響

市域においては、家屋損壊等、日常生活の機能が大きく阻害されるような被害は生じないが、家具の転倒やガラスの破損等による人身被害の恐れがある。

第2章 事前の対策

第4節 広報・教育

防災関係機関等は、平常時から警戒宣言が発せられるときに防災関係機関が実施する対策、市民等が取るべき措置等を各機関が実施する事業を通じて広報を行うと共に、職員及び児童、生徒、保護者に対し防災教育を実施する。

4-1 広報事項

- ・ 予想震度等
- ・ 警戒宣言の内容及びこれに対して取られる措置
- ・ 市民等の取るべき措置 別記1
- ・ 事業所の取るべき措置 別記2

4-2 職員及び市民等への教育事項

- ・ 東海地震について

第5節 防災訓練

防災関連機関は、警戒宣言発令時を想定した各種訓練を実施する。

5-1 訓練種別

- ・ 図上訓練
- ・ 通信訓練
- ・ 対策実施訓練（総合・個別）

5-2 主な訓練内容

- ・ 警戒宣言等の伝達
- ・ 対策本部の設置及び要員参集訓練
- ・ 警戒宣言発令時の広報
- ・ 警戒宣言発令後の情報の収集・処理・伝達
- ・ 緊急措置
- ・ 施設の管理上の注意

別記1 （市民等の取るべき措置）

- ア 落ち着いて行動する。
- イ テレビ・ラジオによる正確な情報をキャッチする。
- ウ パンフレットに目を通し、発震時の心得の再確認をしておく。
- エ 家族で仕事の分担をきめてとりかかる。
- オ 出火の防止（ガスや石油ストーブなど裸火の始末はいつでも出来るようにしておく）、危険物の安全措置（缶入り灯油、塗料溶剤等は安全な場所に保管し、転倒、転落、漏洩防止措置を講じておく等）をとる。
- カ 飲料水を貯蔵する。
- キ 家具や物が転倒、落下するのを防止する措置をとる。
- ク ブロック塀、門柱、看板に転倒落下防止措置を講じる。
- ケ 非常持ち出し品を点検し、いつでも持てるように用意する。
- コ 隣近所と連絡をとり、支援を要する者に対する対策を講じておく。
- サ 自動車、電話の使用はなるべく控える。

別記２ （事業者等の取るべき措置）

- ア 百貨店、地下街等の不特定多数の顧客がいるところでは、避難・誘導を円滑にできるよう準備をしておく。
- イ 市街地内の危険物取り扱い業者は危険防止に万全の措置をとる。
- ウ 化学工場等危険物を大量に保有している事業所では、保安点検を強化し安全対策を推進する。
- エ 一般の事業所でも火気を使用しているところ、薬品の混触による発火等の危険のあるところでは、出火防止等の安全措置をとる。
- オ タンクローリー等危険物の運搬車両は、運転の自粛ないし安全運転に留意する。
- カ 勤務時間外の事業所の保安体制の確立を図る。
- キ 店頭の看板、自動販売機、ブロック塀等の転倒防止、窓ガラスの落下防止の措置を取る。

第3章 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の応急対策

第6節 災害対策警戒本部の設置

6-1 警戒本部設置

東海地震注意情報の受理から警戒宣言が発せられるまでの間、大阪市・区災害対策警戒本部（以下「市・区警戒本部」という）を設置する。

6-2 警戒本部実施事項

市・区警戒本部は、発震前において実施すべき応急対策の確認及び緊急に措置すべき事項について連絡調整を行う。

第7節 応急対策要員の動員

応急対策を行うに必要な職員の動員配備の時期は、東海地震注意情報を受理したときとし、その規模は、おおむね4号動員とし、方法等は、大阪市地域防災計画の定めるところによる。

第8節 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の伝達

危機管理監は東海地震注意情報を入手したときは速やかに市長、副市長に報告するとともに各局長等及び区長に伝達する。また、東海地震予知情報を入手したときは、必要に応じ速やかに市長、副市長に報告するとともに、各局長等（各部長）及び区長（区警戒本部長）に伝達する。

伝達を受けた各局長等（各部長）及び区長（区警戒本部長）は速やかに職員（部員・班員）にその内容を周知するとともに、適切な措置を講じる。

なお、（ ）は、災害警戒本部が設置されている場合である。

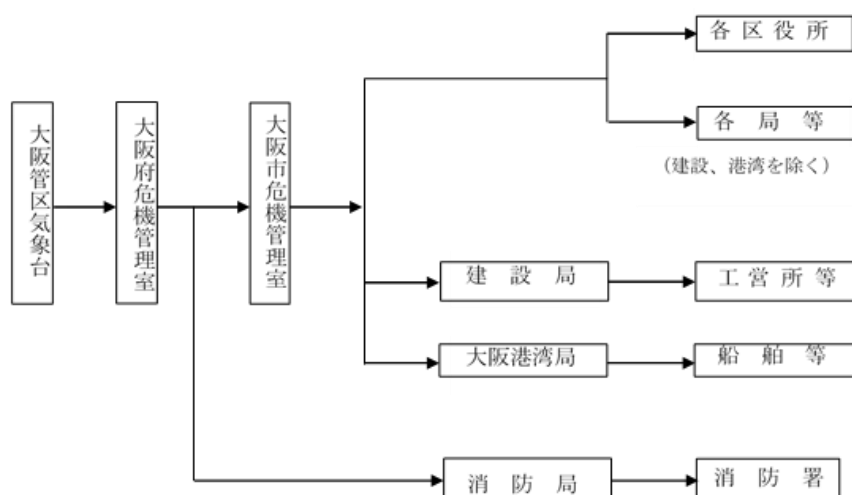


図 東海地震注意情報の伝達系統（※勤務時間内、時間外共通）

第4章 警戒宣言時の応急対策

第9節 災害対策本部の設置

9-1 対策本部設置

地震防災対策強化地域に対し警戒宣言が発せられたとき、直ちに災害対策本部（以下「本部」という）を設置するとともに、東南海・南海地震の発生について警戒する。

9-2 対策本部の組織

本部の組織・運営方法については、大阪市災害対策本部条例及び大阪市地域防災計画の定めるところによる。

第10節 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達

10-1 職員に対する措置

危機管理部長は、警戒宣言を入手したときは、速やかに市長、副市長に報告するとともに各部及び各区警戒本部に伝達する。

また、東海地震予知情報を入手したときは必要に応じ、速やかに本部長、副本部長に報告するとともに、各部及び区本部に伝達する。

伝達を受けた各部長等は速やかに部員にその内容を周知するとともに、適切な措置を講じる。

10-2 市民等に対する周知

報道機関のラジオ・テレビ放送により、かなり周知されるが、同報無線を用い、その徹底を図るとともに、必要に応じ広報車、航空機を用いるほか区本部、消防署等が警察署等関係機関と連携し、あるいは自主防災組織等の協力を得て市民等に伝達する。

10-3 伝達系統図及び伝達文例

(1) 警戒宣言の伝達体制

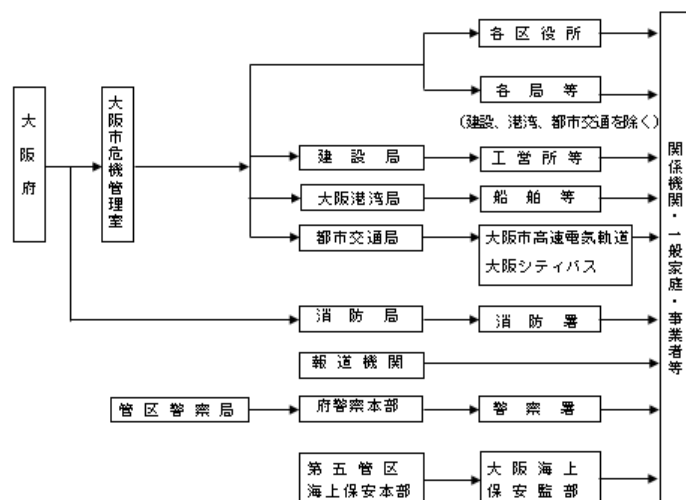


図 警戒宣言の伝達系統（※勤務時間内、時間外共通）

(2) 東海地震予知情報の伝達系統

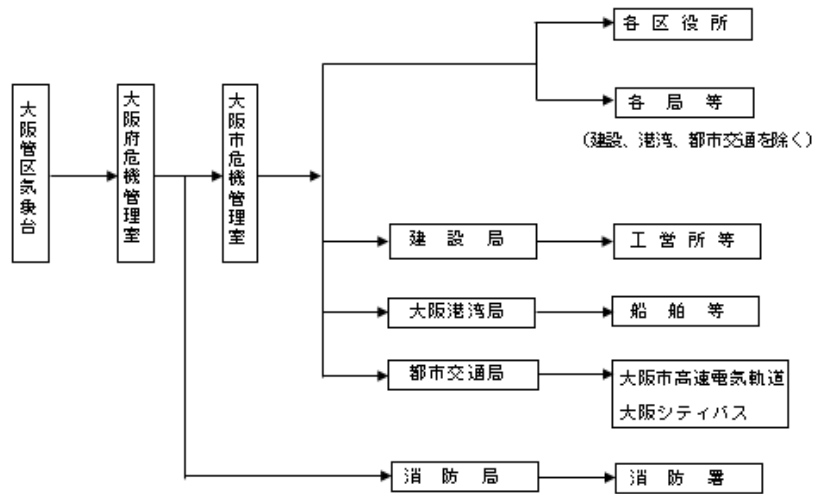


図 東海地震予知情報の伝達系統(※勤務時間内、時間外共通)

(3) 伝達文例

「本日〇時〇分、東海地震の警戒宣言が出されました。テレビ・ラジオ等によって、正確な情報の収集に努め、落ち着いて行動して下さい。」

第11節 広報

11-1 広報の開始時期

広報の実施は、原則として警戒宣言の発令以降とする。

11-2 広報の内容

- (1) 警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の内容
- (2) 東海地震による大阪市への影響
- (3) 市民等及び事業者がとるべき措置
- (4) その他必要と認めること

11-3 広報の方法

- (1) 報道機関への発表
- (2) 同報無線の使用
- (3) 各種広報印刷物の発行
- (4) 広報車、航空機の利用

1 1 - 4 放送機関に対する協力要請

警戒宣言が発せられた場合、日本放送協会大阪拠点放送局及び民間放送 8 社に対し「災害時における放送要請に関する協定」により前記 2（広報の内容）の放送を要請する。

第 1 2 節 応急対策

1 2 - 1 本市における応急対策

警戒宣言時において、本市のなすべき応急措置は、次のとおりとする。

（1）共通事項

ア 一般事項

（ア）職員への情報伝達

各部、各区本部においては、的確かつ迅速に情報内容を部員に周知する。

（イ）実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材の点検等

各部、各区本部においては、あらかじめ定められた各部、各区本部の応急対策の内容を確認のうえ、必要な箇所へ配置するなど、直ちに対策の実施に移る。

（ウ）通常業務の確保

応急対策に従事する職員以外の職員は、勤務時間中は通常業務態勢をとる。

（エ）職員の安全措置

職場内の点検を行い、書棚、什器等の転倒防止、出火危険場所の安全措置、その他職員の安全確保のための措置を講じる。

（オ）その他の措置

自家用発電機、消防設備、無線設備の非常電源を点検して作動できる状態にしておく。

イ 市民利用施設の管理

（ア）警戒宣言の伝達

施設の利用者、来場者等へ警戒宣言が発せられたことを的確、簡潔に伝える。この場合、これらの人々が混乱状態に陥らないよう十分配慮する。

（イ）緊急避難施設の点検

非常口、非常階段等の避難設備を点検し、発震時の来場者の避難に万全を期す。

（ウ）火気の使用上の注意

火気を使用する場合には、近くに消火器等を配置するなど、発震時の火災防止に万全を期す。

（エ）市主催の各種行事等

中止することを原則とする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事担当局は、現場の状況に応じ請負者の責任において次の措置を講じさせる。

（ア）建築機械類の危険防止措置

（イ）工事箇所の崩壊、倒壊、落下物の防止及び埋め戻し等の補強措置

（ウ）工事現場内におけるガス管、上下水道管又は電線等の安全措置

（エ）工事監督者、作業員の安全確保と現場巡視

(2) 各部、各区本部の応急対策

部・区本部	主な応急対策	公共施設等応急対策 ・対応措置
危機管理部 (危機管理室)	○職員の動員指令に関すること ○災害対策本部の庶務に関すること ○東海地震予知情報の収集及び伝達に関すること ○各部・各区との連絡に関すること ○防災行政無線の通信の統制に関すること ○他の部の所管に属さないこと	
政策企画部 (政策企画室)	○本部長、副本部長の秘書に関すること ○東海地震予知情報等の広報に関すること ○東海地震予知情報及び警戒宣言に関する報道についての報道機関への協力依頼に関すること	<東京事務所> ○施設保全に関すること ○中央官庁における情報収集に関すること ○東京都及び周辺への出張者との連絡に関すること
議会部 (市会事務局)	○災害に対する議会活動に関すること	
第一協力部 (副首都推進局)	○他部の応急対策の応援に関すること	
第二協力部 (市政改革室)		
第三協力部 (行政委員会事務局)		
市民部 (市民局)	○生活物資等の価格及び需要にかかる情報の収集及び提供に関すること ○救援物資要請の受付並びに配送手続きの調整に関すること	
総務部 (総務部)	○職員の勤怠に関すること ○職員の給与及び給食に関すること ○所管施設の安全点検に関すること ○本庁舎の防災に関すること	<職員人材開発センター> ○職員研修は中止して職員に職場に復帰するよう指示する
デジタル統括部 (デジタル統括室)	○情報システムについての復旧等に関すること ○中央情報処理センターの安全点検に関すること	
財政部 (財政局)	○船の借り入れ並びに配船に関すること	
契約管財部 (契約管財局)	○車の借り入れ並びに配車に関すること ○応急仮設住宅地の情報提供に関すること ○緊急資材の調達に関すること	

部・区本部	主な応急対策	公共施設等応急対策 ・対応措置
計画調整部 (計画調整局)	○本部長の特命に関する事	
都市交通部 (都市交通局)	○大阪市高速電気軌道(株)及び 大阪シティバス(株)との連絡 調整に関する事	
福祉部 (福祉局)	○被災高齢者・障がい者等の保護に 関する事 ○救援物資備蓄拠点の開設・運営等 に関する事 ○福祉施設の防災及び復旧に関す る事 ○所管施設の応急対策に関する事 ○本部長の特命に関する事	<社会福祉施設> ○通所施設 供用を中止する(休園・休館) 障がい児・者及び社会状況の変 化に伴い帰宅困難な高齢者等 は安全確保の措置を講じ保護 者へ直接引き渡すまでの間は 施設において保護する。上記以 外の利用者等は帰宅時の注意 事項について説明し自主帰宅 させる ○入所施設 安全確保の措置を講じ平常業 務を継続する 入所者の保護者への引き渡し は保護者からの申し出があっ た場合のみとする <その他の施設> ○主催者と協議して利用を速や かに中止し、発令中は休館と する
健康部 (健康局)	○医療救護体制の確立に関する事 ○食品の衛生並びに防疫体制の確 立に関する事 ○所管施設の応急対策に関する事 ○本部長の特命に関する事	<環境科学センター> ○業務は直ちに中止し、薬品等 の保全措置をとる <食品衛生検査所・食肉衛生検 査所・動物管理センター> ○平常どおり業務を行う ○薬品等の保管は万全を期す <その他の施設> ○主催者と協議して利用を速や かに中止し、発令中は休館と する
こども青少年部 (こども青少年局)	○乳幼児及び青少年の保護に関す る事 ○所管施設の応急対策に関する事 ○本部長の特命に関する事	<青少年活動施設・児童福祉施 設・市立幼稚園> 供用を中止する(休園・休館) 乳幼児、留守家庭児童等は、安全 確保の措置を講じ保護者へ直接 引き渡すまでの間は施設におい て保護する。上記以外の利用者 等は帰宅時の注意事項について 説明し自主帰宅させる
経済戦略部 (経済戦略局)	○救援物資(大阪府市の備蓄物資及 び国からの調達物資を除く。ま た、食料を除く。)の調達に係る 本市協定締結先及び市民部との 連絡調整並びに同物資の調達に 関する事	<計量検査所> ○平常どおり業務を行うが発震 時の安全が確保できるよう機 械類を固定する

部・区本部	主な応急対策	公共施設等応急対策 ・対応措置
	○所管施設の安全確保に関する こと	
万博推進部 (万博推進局)	○公益財団法人2025年日本国際博 覧会協会との連絡調整に関する こと ○本部長の特命事項に関する こと	
市場部 (中央卸売市場)	○救援物資(中央卸売市場が市場内事 業者と締結した協定に基づき調達 する副食等)の緊急集荷及び輸送に ついて契約管財部・福祉部との連絡 に関する こと ○救援物資(大阪府市の備蓄物資及び 国からの調達物資を除く食料)の調 達に係る本市協定締結先及び市民 部との連絡調整並びに同物資の調 達に関する こと ○生鮮食料品流通の安全確保に関 する こと ・卸売業者等に対し入荷の安定を 確保するよう指導する ・市場内業者の在庫量調査を行い、 保管量を確認する ・需給状況等の調査を行う	〈本場・東部市場・南港市場〉 ○施設・設備の点検・補修を行う ○場内業者・買出人に警戒宣言 の発令を伝達し、発震時の注 意と協力を求め、市場を平常 どおり開場する ○南港市場けい留所における獣 畜の安全確保と暴走事故防止 措置を行う
環境部 (環境局)	○発災後の活動体制の準備等に関 する こと ○所管施設の応急対策に関する こと ・施設周辺の危険物の撤去並びに 施設内の危険物等の安全保管 ・施設見学の中止及び見学者等(会 葬墓参者等を含む)の避難誘導 ○非常用車両の確保に関する こと	〈環境事業センター〉 ○原則として平常業務を行う ○発震時の火災防止に関する対 策を実施する ○危険物の保管状況の確認を行 う 〈工場〉 ○原則として平常どおり業務を 行う ○発震時における火災防止及び 施設の倒壊防止に関する対策 を実施する ○危険物等の保管状況の確認を 行う ○発電及び蒸気供給設備の安全 保持に関する対策を実施する ○情報の程度に応じ焼却負荷を 減じる対策を実施する 〈斎場・霊園〉 ○平常どおり業務を行う ○情報の程度に応じ火葬業務の 一時中止等の対策を実施する 〈北港事務所〉 ○情報の程度に応じ廃棄物輸送 の一時中止等の対策を実施す る
都市整備部 (都市整備局)	○市営住宅及びその共同施設の工 事現場の安全確保に関する こと ○本市施設の建設工事現場の安全 確保に関する こと(建設部、水道	〈市営住宅〉 ○連絡員に対し、住宅設備及び その共同施設を点検させ、住 宅管理センター又は時間外緊

部・区本部	主な応急対策	公共施設等応急対策 ・対応措置
	部、大阪港湾部を除く） ○連絡員の指揮監督に関すること ○本市施設の通信施設の点検及び補強に関すること ○本庁舎の応急修理に関すること	急連絡センターへ報告する ○連絡員を通じて居住者にベランダなどに置いている植木鉢等の落下防止措置を行うよう連絡する ○連絡員に共同住宅の特殊性を考慮しつつ防火に努めさせる
建設部 (建設局)	○主要道路、広域避難場所周辺道路の巡視及び報告に関すること 障害物の除去、擁壁・石積等の点検 応急資材の配置 ○主要河川、橋梁、堤防、護岸等の巡視、点検及び報告に関すること ○防ぎょ施設（水門、鉄扉）操作者への情報伝達と緊急対応策の指示に関すること ○下水道施設の震害の予防に関すること ○公園施設、街路樹及び公園樹の災害予防に関すること ○所管施設の安全確保に関すること	<安治川河底隧道> ○原則として平常どおり使用させる。ただし、発震時にエレベーターの運転停止の措置と避難対策を実施できるよう準備する <渡船> ○原則として平常どおり運行させる。ただし、地震による津波の恐れがある場合の運行停止措置と渡船の避難対策を実施できるよう準備する <大阪駅前地下道> ○大阪駅前地下街総合共同防火管理協議会を通じ発震時の避難対策等を連絡すること <管渠> ○送水管、送泥管、排流渠、水管橋等の圧力管渠関係及び吐口、雨水吐（室）伏越ゲート、ゲート会所当の点検強化 <処理場・抽水所> ○平常どおり業務を行う ○資材（重油・灯油等）の確保 ○構造物、機械設備等の管理態勢の強化 焼却炉及びボイラーの運転は停止、消化ガスタンクの元バルブを締め切る ○危険物の保管及び管理の強化 ○市民等に開放されている施設を閉鎖する <天王寺動物園> ○閉園とする ○動物の園外脱出を防止するため各門を閉鎖できる体制を作り、天王寺動物園の定める範囲の動物を優先的に動物舎、外柵錠及び捕獲具の点検を行い動物の脱出予防に努める ○入園者に対して発令された旨を伝達し、混乱のないよう適切かつ速やかに安全な場所に誘導を行う <公園事務所>

部・区本部	主な応急対策	公共施設等応急対策 ・対応措置
		○広域避難場所を管理している事務所については、市民等の受入れをいつでも迅速かつ円滑に実施出来るよう点検整備を図る <プール> ○プール洗いの後、プールに水を張る <大阪城天守閣> ○観覧者が退避するよう誘導し発令中は休館とする
大阪港湾部 (大阪港湾局)	○港湾及び海岸施設の防災に関すること 津波が襲来する場合に備え荷役作業等の非就業時には防潮扉を閉鎖するよう指導する ○在港船舶への警戒宣言発令の伝達に関すること	<岸壁及び物揚場> ○物件の整理及び構築物上の荷重の軽減の呼び掛けを行う <荷役機械> ○転倒防止措置の呼び掛けを行う <上屋等> ○建物内での荷物崩れ防止及び窓等閉鎖の呼びかけを行う
会計部 (会計室)	○災害対策に必要な資金の調整及び現金の出納に関すること ○金融機関との連絡調整に関すること ○本部長の特命に関すること	
消防部 (消防局)	○非常警備を発令し、出動体制を確立する ○通信体制の確立に関すること ○警防機械・資器材の点検整備に関すること ○広報体制の確立に関すること ○事業者に対する指導査察活動に関すること ○可搬式ポンプ・耐震性貯水槽及び補助水利の点検に関すること	
水道部 (水道局)	○震害による管路被害補修のための応急復旧用資機材等の準備に関すること ○応急給水のための車両、応急給水用資器材等の準備に関すること ○市民等及び事業者に対し貯水するようPRすること	<浄水場・配水場> ○配水池に有効貯水量を確保する ○危険物等の保管を厳重に行う ○薬品貯蔵設備の点検整備に関すること
教育部 (教育委員会事務局)	○児童・生徒の安全保護に関すること ○所管施設の応急対策に関すること	<学校> ○警戒宣言・大規模地震関連情報等の内容を周知するとともに、不安動揺の発生を防止するため適切な指示を行う ○通常の授業を打ち切り、帰宅時の注意事項にかかる応急処置を実施し、臨時休業とする(発令中は休業とする) ○校外活動は即時帰校を原則と

部・区本部	主な応急対策	公共施設等応急対策 ・対応措置
		しながら、児童等の安全を最優先とする対応を行い、以降は在校時と同様の措置をとる ○備品などの転倒・落下防止、消火器、施設整備を点検する ○薬品は保管庫等に保管する ＜中央図書館等市民利用施設＞ ○「市民利用施設の管理」に準じた措置をとる
区本部 (区役所)	○平常どおり業務を行う ○市本部との連絡に関する事 ○東海地震予知情報等の収集及び連絡に関する事 ○東海地震予知情報等の広報に関する事	＜区民センター等市民利用施設＞ ○「市民利用施設の管理」に準じた措置をとる ＜保健福祉センター＞ ○集団を対象とした事業は、原則として中止する ○薬品等の保管は発震時の安全を考慮する ○環境衛生対策班及び食品衛生対策班を速やかに編成し、出動できるよう準備する ○関係機関に医療救護班の編成を要請する

12-2 警備対策

警戒宣言が発令された場合、大阪府警察及び大阪海上保安監部は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(1) 大阪府警察の措置

- ア 各種情報の収集及び伝達を行う。
- イ 重要施設、主要な駅、危険箇所等を警戒する。
- ウ 混乱を防止するための広報を行う。
- エ 犯罪の予防と取締を行う。

(2) 大阪海上保安監部

- ア 危険物施設等周辺海域を警戒する。
- イ 在港船舶への警戒宣言、津波の恐れについて周知する。
- ウ 海上における犯罪の予防と取締を行う。

12-3 交通対策

警戒宣言が発令された場合、大阪府警察、大阪海上保安監部及び道路管理者（港湾管理者）は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保、混乱の防止等必要な措置を講じるものとする。

(1) 大阪府警察の措置

- ア 交通規制、交通整理を実施する。
- イ 交通規制等への協力と安全走行についての広報を実施する。

(2) 大阪海上保安監部の措置

- ア 船舶に対し警戒宣言及び東海地震に関連する情報等を伝達する。
- イ 危険物積載タンカー等の危険物積載船舶は出来る限り港外に避泊するよう指導する。
- ウ 漁船等に対する緊急避難準備を指導する。
- エ 航路の安全を確認するため、木材の流出防止措置を指導する。
- オ 強化地域への航行は取りやめるよう広報する。

(3) 道路管理者（港湾管理者）の措置

- ア 大阪府公安委員会、大阪府警察が行う交通規制等に協力する。
- イ 危険箇所を点検する。
- ウ 路面排水ポンプを点検する。
- エ トンネル、高速道路等の非常口扉を点検する。
- オ 自家発電装置、予備電源及び道路管理者（港湾管理者）用通信施設を点検する。
- カ 石橋、木橋及び古い橋梁に留意する。
- キ 工事中の現場は作業を中止し、補強等の安全措置を講じる。
- ク 次の事項について広報を行う。
 - (ア) 高速道路、一般道路の交通規制の実施状況について
 - (イ) 道路の渋滞状況等について
 - (ウ) 路上駐車中の車両に対する移動について
 - (エ) 路上駐車する場合の注意事項

12-4 公共輸送等対策

警戒宣言が発令されたとき、公共輸送機関は、旅客の安全確保及び地震発生後の輸送の早期確保を図るため、国及び関係機関との密接な連携のもとに次の措置を講じるものとする。

(1) 鉄道（鉄道事業法に基づく鉄道事業者）

- ア 乗客等に対する混乱防止措置
- イ 施設の点検
- ウ 列車の運行規制等
 - (ア) 強化地域への列車の入り込みは、原則として規制する。
 - (イ) 危険物積載列車は走行を停止する。
 - (ウ) その他、地震の発生に備え必要な措置をとる。
- エ 旅客の待機、救護

西日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)は、長距離旅客の安全確保のため、次の措置をとる。

 - (ア) 駅舎内の旅客及び駅に停止した旅客内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、一時滞在施設等が開設されるまでの間や一時滞在施設等が開設されても地域住民が優先される場合等により、一時滞在施設へお客様を誘導することができない場合には、限られたスペースではあるが、お客様の安全確保を前提（駅舎の倒壊、天井の崩落等による二次災害の恐れや待機場所として混乱が生じる可能性がないと判断された場合）として駅の一部スペースを可能な限り待機場所として提供する。
 - (イ) 上記旅客に対しては、駅で備蓄している範囲において食料・飲料水の提供を行う。なお備蓄が不足した場合は、関係地方自治体に食事の斡旋の要請を行うものとする。
 - (ウ) 上記旅客のうち、病人等の救護を要する旅客を直営医療機関又は駅周辺の医療機関へ受入するものとする。

(2) バス・タクシー

- ア 規定の安全走行
- イ バスターミナル、タクシー乗場等における旅客の混乱防止

12-5 劇場、高層建築物、地下街等対策

劇場、映画館、旅館、ホテル、高層ビル、地下街等不特定多数の者を受入する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立って警戒宣言が発令された場合、迅速な対応を図り混乱の防止と安全確保に努め、次の措置を講じる。

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、大阪府及び本市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

- (1) 自主防災体制を確立する。
- (2) 施設利用者に対し警戒宣言に係る情報を的確な方法で伝達し、従業員や自営消防組織等を活用してより安全に誘導する。
- (3) 食料品、日用品を販売する店舗等は、原則として平常営業とするが、飲食店等は混乱防止、出火防止の観点から営業を自粛する。
- (4) 従業員に適切な避難誘導を指導する。
- (5) エレベーターの運転を中止する。
- (6) ガラス、看板、陳列品・棚、備品等の転倒、落下防止措置を講じる。
- (7) 防火戸、非常口、消火設備、警報装置、防火避難上重要施設を点検し、必要に応じ応急修理を実施し、作動準備をする。

12-6 危険物施設等対策

危険物施設等は、所要の耐震性が確保されているが、事業所においては、地震による施設機械等の損傷、転倒落下等により危険物等が漏洩流出あるいは出火する恐れがあるので、警戒宣言が発令された場合は、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 危険物
危険物施設にかかる事業所は、次の措置を講じる。
 - ア 自衛消防組織等防災体制の確立
 - イ 緊急遮断弁等危険物安全防护措置等の点検、破損・転倒防止、流出油拡大防止等の措置
 - ウ 危険物等にかかる運搬等の抑制
- (2) 高圧ガス、火薬類
高圧ガス、火薬類取り扱い施設にかかる事業所は、次の措置を講じる。
 - ア 自主保安体制の確立
 - イ 操業の制限又は中止
 - ウ 緊急遮断弁等危険物安全防护等の措置
 - エ 防毒マスク等防災資機材及び応急復旧工事用資機材の点検確認
 - オ 高圧ガス、火薬類にかかる輸送途上の遵守事項の徹底等
- (3) LPガス
LPガス販売事業者は、次の措置を講ずる。
 - ア 容器の転倒、落下防止措置の確認及び補強
 - イ 防災資機材の点検確認
 - ウ 緊急出動体制の確立
 - エ 消費者に対するボンベの転倒防止・補強措置の実施の働きかけ等

- (4) 毒劇物
毒物・劇物取扱施設にかかる事業者は、次の措置を講じる。
- ア 自主防災体制の確立
 - イ 貯蔵施設等の緊急点検
 - ウ 毒物等の充填、移し替え作業の停止
 - エ 転倒、落下防止措置の確認及び補強

12-7 電信・電話対策

警戒宣言が発令された場合、西日本電信電話㈱は、重要通話を優先的に確保するとともに、一般通話を可能な限り確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 通信の輻輳の防止を図るとともに、災害応急復旧が円滑に実施できるよう準備する。
- (2) 非常緊急扱いの電話及び非常緊急扱い電報の疎通ルートを確認し、他の通話に優先して取り扱う。
- (3) 臨時の営業窓口の開設を準備する。
- (4) 災害対策用機器等の点検整備を行い準備する。
- (5) 利用者の利便等について、次の点を中心に広報する。
 - ア 通話規制状況（グリーン又はグレーの公衆電話を利用）
 - イ 不要不急の電話をしないこと
 - ウ 地震発生時に電話の受話器が外れる恐れがあること
 - エ 応急仮設電話の設置状況等

12-8 電気・ガス対策

- (1) 電力施設
警戒宣言が発令された場合、関西電力㈱、関西電力送配電㈱は、発電設備、変電設備、送電設備、配電設備等の電力施設について、次の措置を講じるものとする。
 - ア 防災体制の確立
本店及び支社等において非常災害対策本部を設置する。
 - イ 施設の保全
 - ・電気施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。
 - ・保安通信設備の緊急運用体制の確立を図る。
 - ・保安通信設備の点検整備
 - ウ 資機材等の点検整備
 - ・工具、車両の点検整備を行う。
 - ・復旧用資材に関し、予備品及び貯蔵品の在庫量の確認を行う。
 - エ 広報事項
 - ・災害による断線、電柱の倒壊、折損による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災の未然防止のため必要な広報活動を行う。
- (2) ガス施設
大阪ガス(株)は、製造施設、貯槽、導管等のガス施設について、万一の被害発生に備え、次の措置を講じるものとする。
 - ア 対策本部の設置
 - ・警戒宣言の発令と同時に、本社及び関係事業所において対策本部を設置する。
 - イ 施設の保全
 - ・製造施設、供給設備について、巡視点検を行う。
 - ・保安通信設備の点検整備を行い、通信状態を確認する。
 - ウ 資機材の点検

- ・災害応急復旧工事用資機材の点検
- エ 安全措置
 - ・地震発生時に備え自社工事及び他社工事現場の保安体制を確認する。
 - ・地震対策施設の点検、確認を行う。
- オ 広報事項
 - ・避難の際は、ガス栓、コックを閉止すること。
- カ その他事故防止のため留意すべき事項

附 属 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章 総則

第 1 節 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

第 2 節 推進地域

本市は、南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき指定されている。（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

第 3 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱推進地域

本市に係る地震・津波防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1部総則 第4節 4－3 防災関係機関の責務・役割」に掲げる内容とする。

第 2 章 地震発生時の応急対策等

第 1 節 組織

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「第2部災害予防・応急対策 第1章 活動体制」によるものとする。

第 2 節 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、「第2部 災害予防・応急対策」によるものとする。

第 3 章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第 1 節 津波からの防護

津波からの防護については、「第8章 社会基盤施設の耐震化等～第12章 消防体制」によるものとする。

第 2 節 円滑な避難の確保

津波からの円滑な避難の確保については、「第3章 災害広報」「第5章 避難・安全確保」「第10章 津波対策」によるものとする。

第3節 迅速な救助に関する事項

迅速な救助については、「第4章 活動拠点等の確保」「第12章 消防体制」「第13章 医療・救護」によるものとする。

第4章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、「第2章 協働・協力体制」「第3章 災害広報」「第7章 防災教育・」訓練」によるものとする。

第5章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、「大阪府地震防災緊急事業五箇年計画」及び「大阪市地域防災アクションプラン」によるものとする。（「第1節 計画の方針 1－9 計画の習熟及び推進～1－12 地震被害軽減のための調査研究」「第2節 市域の概況」「第3節 災害想定・被害想定」参照）

第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1節 目的

国や地方公共団体、企業等が、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日）に基づく防災対応をとりやすくするため、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」として、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。
この計画では、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の、本市の組織体制や情報伝達体制等の対応について定める。

第2節 対応方針

2－1 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は以下の2点となっている。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

2-2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件（※気象庁 HP より抜粋）

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30 分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※¹でマグニチュード 6.8 以上※²の地震※³が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内※¹において、モーメントマグニチュード※⁴7.0 以上の地震※³が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲（下図参照）

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

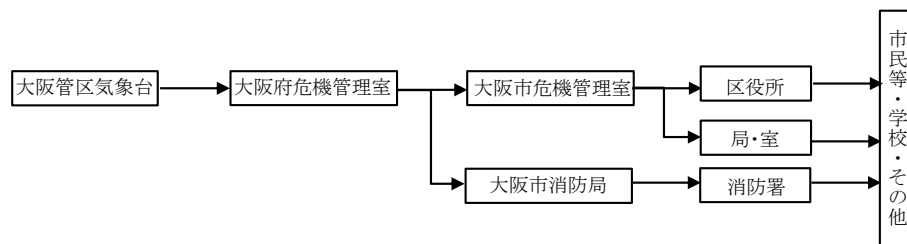


2-3 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の措置

本市においては、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の情報収集・連絡体制の整備や、住民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には必要に応じ、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震と地震発生に伴う津波への備えを徹底するものとする。

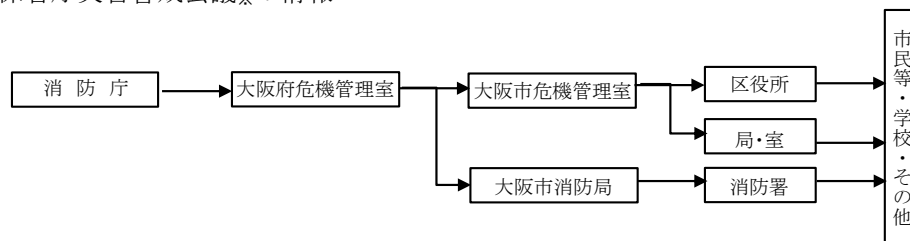
(1) 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達情報及び伝達系統

ア 南海トラフ地震臨時情報^{注)}



注) 南海トラフ地震臨時情報は、必要に応じて市民等に情報発信を行う。

イ 関係省庁災害警戒会議[※]の情報



※ 関係省庁災害警戒会議：関係省庁の職員が参集し、関係省庁による今後の取り組みを確認するとともに、内閣府は国民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。

2-4 警戒態勢の準備

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表に備えて、必要な体制等の準備を行う。

また、危機管理室は、国や大阪府からの情報収集を行うとともに、区役所や局・室等への情報伝達、留意事項の周知を行う。

2-5 警戒態勢の確立

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下、「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- （1）後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- （2）日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- （3）行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- （1）日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- （2）行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検